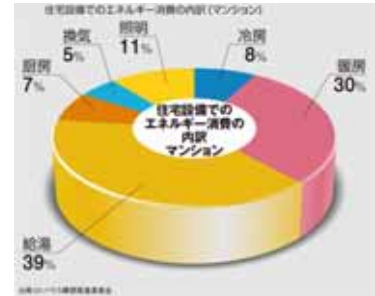


最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 12502001

性能分野	環境・省エネルギー性能
大分類	設備機器の節エネ・高効率化
中分類	節水・節湯
技術の名称	節湯型水栓器具の採用

【改修工事の主な内容】

- ・住宅における一次エネルギー消費量のうち、その多くを給湯設備の一次エネルギー消費量が占めていることから、給湯設備の給湯負荷を低減することは住宅の省エネに効果的である。



＜出典：「既存マンション省エネ改修のご提案」日本建材・住宅設備産業協会＞

【各設備の特徴】

節湯型機器に交換する。

- ・台所水栓や浴室シャワーなどで湯水を使用する際、使用時に湯水を出しっ放しにしたり、必要以上の流量で使用したりすると、水の消費量が増えるだけでなく、給湯のためのエネルギー消費量も増大する。節湯型機器に交換することで、このような無駄な湯水を省き、不要なエネルギー消費量を削減できる。
- ・「住宅事業建築主の判断基準」(経済産業省・国土交通省告示第2号)では、シングルレバー湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかで、かつ下表に示す節湯A、節湯B、節湯ABのいずれかの種類にあてはまるものを「節湯型機器」と判断されている。
- ・水栓器具の交換となるため簡便な工事となる。
- ・レバー型水栓は、高齢者にも扱いやすい。

改修技術の概要

節湯種類の定義 (社)日本バルブ工業会による

節湯種類*	台所水栓	浴室シャワー水栓
従来型	雙流柱水栓シングルレバー(最速流量6L/分)	サーモ水栓+シャワーヘッド(最速流量10L/分)
節湯A	手元等で容易に止水操作ができること。 (従来型に対して削減率9%以上)	手元等で容易に止水操作ができること。 (従来型に対して削減率20%以上)
節湯B	最速流量が5L/分以下であること。 (従来型6L/分に対して17%以上削減)	最速流量が8.5L/分以下であること。 (従来型10L/分に対して15%以上削減)
節湯AB	節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること。	節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること。

※1 「2バルブ水栓」は、他の形式に比べ温度調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えると考えられているため、本基準では対象外とする。  
 ※2 (社)日本バルブ工業会で定めた節湯型機器のモニター方法にて、基準を満たしている機器を対象とする。  
 ※3 節湯型機器の一覧は、各水栓メーカーのホームページから検索することができます。また、最新カタログ等に掲載される予定です。

	節湯A	節湯B	節湯AB
台所	 ワイヤレススイッチ	 シングルレバーシャワー	 ダブルレバーシャワー
条件	・手元等で容易に止水操作ができること	・最速流量が5L/分以下であること	・節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること
浴室	 プッシュ水栓	 スプレーシャワー	 クリックシャワー
条件	・手元等で容易に止水操作ができること	・最速流量が8.5L/分以下であること	・節湯Aおよび節湯Bの基準を満たしていること

＜出典：(社)日本バルブ工業会 HP＞

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（ 劣化を補修する技術      性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56～H2 年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3～12 年供給(総プロC)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない(節湯型水栓を採用している可能性がある)
		H13 年以降供給(総プロD)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない(節湯型水栓を採用している可能性がある)
	( 補足 )		
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 ( 躯体・外壁    屋根    建具    設備・配管等    その他共用部 ) 専有部分 ( 設備・配管    その他専用部分 ) [ 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 ( 給水用具 ) 注意すべき主な法令(水道法 ) ]		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)( ) まとまった土地が利用できること(仮設以外)( ) 住宅の数が多く密度が高い( ) 特定の設備があること( )		
足場の設置が必要	必要    不要 ( )		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当    非該当 ( )	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動    騒音    粉塵    臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 (一時的に施工する部屋の利用不可 )	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限( ) 日照・採光等への影響( )	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事( 劣化の補修    性能の向上 ) 耐震改修工事( 耐震性の向上    他の性能の向上 )		
技術的境界			
参考資料	技術情報		
	価格情報	・「マンション RE2010」(一財)経済調査会	